

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番30号
氏名 株式会社クリーンステージ
代表取締役 山本 保

複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 5年10月26日

許可の有効年月日 令和10年10月25日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（焼却・溶融）

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）
- 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン及びベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 廃石綿等

以上8種類

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

2. 事業の用に供するすべての施設

焼却・溶融施設（ガス化改質・溶融方式）

特別管理産業：1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8の8種類

廃棄物の種類

設置場所：和泉市テクノステージ二丁目3番12

設置年月日：平成16年8月27日

処理能力：54t/日

（汚泥54t/日、廃油32t/日、廃石綿等27t/日）

許可年月日：平成15年3月28日、平成18年10月1日

許可番号：第003-H14-009号（汚泥の焼却施設）

第005-H14-010号（廃油の焼却施設）

第112-H19-M001号（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設）

第132-H14-012号（その他の産業廃棄物の焼却施設）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月26日 当初許可

令和5年10月6日 許可更新

令和6年2月7日 書換交付

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白